工業標準化法第57条の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第400号

工業標準化法（昭和24年法律第185号）第57条第１項の規定に基づき、次に掲げる試験事業者を登録したので、同法第68条第６号の規定に基づき公告する。

平成29年12月８日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　辰巳　　敬

（平成29年11月14日登録分）

登録番号	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所	試験所の名称及び所在地	試験方法の区分（限定内容は省略）
170392ＪＰ	平和電機株式会社 千葉県柏市十余二572番地61	平和電機株式会社　テスティングセンター 千葉県柏市十余二572番地61	絶縁試験 電気応用機器電気的特性試験 外観・構造試験
Ｚ90129ＪＰ	一般財団法人ニッセンケン品質評価センター 東京都台東区蔵前二丁目16番11号	一般財団法人ニッセンケン品質評価センター　東京事業所 東京都台東区蔵前二丁目16番11号	繊維製品－アゾ色素由来の特定芳香族アミンの定量方法－第１部：繊維の抽出及び非抽出による特定アゾ色素の使用の検出 繊維製品－アゾ色素由来の特定芳香族アミンの定量方法－第３部：４－アミノアゾベンゼンを放出する特定アゾ色素の使用の検出

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示17号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成29年12月８日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長　勢山　**廣**直

１．指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
近畿自動車道　名古屋神戸線（Ｅ１Ａ新名神高速道路）	大阪府高槻市大字梶原49番20地先から兵庫県川西市石道字梅木谷１番５地先まで

２．指定する期日　平成29年12月10日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒位置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

高速道路工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路の新設工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成29年12月８日　　西日本高速道路株式会社

代表取締役社長　石塚　由成

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事一部完了の日
近畿自動車道名古屋神戸線	大阪府高槻市原から 大阪府箕面市下止々呂美まで	新設工事	平成29年12月９日
近畿自動車道名古屋神戸線	大阪府箕面市下止々呂美から 兵庫県川西市西畦野まで	新設工事	平成29年12月９日